

印西市商工会 TEL 42-2750

印西市大森3934-4

千葉県最低賃金改正のお知らせ

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート・アルバイト等を含む。）及び、その使用者に適用される千葉県最低賃金（地域別最低賃金）が次のように改正されます。

平成27年10月1日から **時間額 817円**（従来の798円から19円引上げ）

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

- ・この最低賃金額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は含まれません。
- ・月給制や日給制の場合は、時間額に換算して比較します。
- ・最低賃金は、原則として県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められております。
- ・「千葉県最低賃金」の他に、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、御注意ください。
- ・「経営労務改善相談センター」（千葉県最低賃金総合相談支援センター）におきまして、経営課題及び労務管理についての無料相談を受け付けておりますので、御利用ください。

（TEL 0120-311-615）

※最低賃金の詳しい内容につきましては、千葉労働局労働基準部賃金室（TEL 043-221-2328）又は成田労働基準監督署（TEL 0476-22-5666）にお問い合わせください。

※24時間テレフォンサービス 043-221-4700

※千葉労働局ホームページ <http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

マイナンバー制度セミナーの開催について

平成27年10月以降、市区町村から各人のマイナンバーを記載した「通知カード」が送付され、平成28年1月から税の手续や年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手续で、マイナンバーの利用が開始されます。制度の内容と開始までに事業所として準備すべきことに関して、千葉県税理士会成田支部ご協力のもと講習会を開催いたします。開催案内を同封してございますので、ご覧のうえ、お申し込みください。尚、受講料は無料です。